

意見書

平成18年2月27日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 電気通信技術システム課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーてくのろじーかぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まぎよし
代表取締役社長 孫 正義

『ネットワーク回線終端装置（NCTE）に関する情報開示手続きの取扱いについての意見募集』に関し、別紙のとおり意見を提出します。

ネットワーク回線終端装置（NCTE）に関する
情報開示手続きの取扱いに対する意見

弊社は、NCTEに関する情報開示手続きを今後も継続する必要があると考えます。以下に私共の考えを述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

1．情報開示手続き廃止の懸念点について

(1) 情報開示義務の廃止は日本の通信政策のオープン化の流れに反すると考えます。

例えば、情報を開示しないことは、諸外国の電気通信機器メーカーにとっては、非関税障壁と見なされる恐れがあります。従って、今後も引き続き情報開示手続きを義務づけることにより、日本の電気通信における規制の透明性を維持することが望ましいと考えます。

(2) 支配的事業者が保有する設備への公平なアクセスの確保をするためには、技術情報の開示が不可欠であり、支配的事業者の接続方式が公開されないことは通信機器メーカーに対する差別的対応となることが懸念されます。

2．情報開示廃止を行う根拠について

今回の意見募集は“日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への報告書”を受けて行われているものと認識しております。

【参考】日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第四回報告書 (P.5) 平成 17(2005)年 11 月 2 日公表

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pdfs/4_houkoku_j.pdf

日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第三回報告書(P.5)

E．ネットワーク回線終端装置（NCTE）

1．日米両政府は、ネットワーク回線終端装置（NCTE）に関して 1990 年に交換した書簡の妥当性について意見交換を行い、以下の認識を共有した上で、書簡の交換を通じて設定された手続を終了するためのプロセスを提案する。

- a．通信事業者の競争が大きく進展し、終端装置に係る開発プロセスが大幅に変化してきたこと。
- b．製品のライフサイクル期間及び開発リードタイムが短期化していること及び標準仕様の利用が増えていることから、1990 年書簡に記載されている、個別のサービスの提供の前に NCTE に係る仕様の情報を公開する期間が、先進的サービスの迅速な供給を阻害する可能性があること。

【参考】平成 16(2004)年 6 月 8 日

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/n_america/us/data/report_Japanese.pdf

(1) 項目 a について

競争の進展をもって情報開示を不要とする理由を明確にしていきたいと考えます。

(2) 項目 b について

標準仕様の利用の増加は、NCTEにかかる仕様の情報公開の義務化によるものと認識しており、情報開示を廃止することは本末転倒であると考えます。

仮にサービス開始前の情報公開要請が先進的サービスの迅速な供給を阻害するものであれば、サービス開始と同時に公開するという選択肢もあると考えます。

また、標準仕様であっても実装情報が開示されない場合には通信機器の相互接続が不可能となることも考えられ、標準仕様の利用の増加をもって情報開示が不要となるわけではありません。

以上のことから、今後も情報開示手続きを継続していただくことを強く要望いたします。

以上